

第3回 名寄市農業委員会総会（令和3年3月）会議録

日 時 令和3年3月29日（月）

午後1時30分 開始

午後2時16分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請の取り下げについて	1件	承認
第3	報告第2号	設定された権利の合意解約について	1件	承認
第4	議案第1号	設定された権利の合意解約について	2件	承認
第5	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	17件	承認
第6	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	3件	承認
第7	議案第4号	名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について	1件	承認
第8	議案第5号	名寄市農地移動最適化あっせん事業実施基準の全部改正について(別紙)	1件	承認
	その他			

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 沼田清憲	10番 又村裕司	19番 小田桐正彦
2番 藤野修一	11番 中村敏夫	20番 新田司
3番 寺田仁志	12番 水間健詞	21番 阿部貴代美
4番 清水康史	13番 進藤博明	22番 竹部裕二
5番 村上清	14番 菅原一徳	23番 林秀典
6番 越孝則	15番 武田修一	24番 住田美紀
7番 鈴木英二	16番 上手浩幸	25番 横田浩二
8番 山上瞳	17番 南原政幸	26番 村中洋一
9番 菅野真記子	18番 高橋貞雄	27番 日野勇一

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和3年3月29日（月）午後1時30分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは令和3年第3回農業委員会総会の開催にあたりまして進藤会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和3年第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。本日は欠席の連絡はありません。26番 村中委員が遅参するという連絡が入っております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項、在任委員の過半数以上の出席ということで総会は成立いたします。

議 長： 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題に供します。18番 高橋貞雄委員、19番 小田桐正彦委員の両名を議事録署名委員とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって高橋委員、小田桐委員ということに決定いたしました。

議 長： 日程第2、報告第1号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請の取り下げについて」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局：（報告第1号について説明する。）

議 長： 報告第1号の説明が終わりました。報告第1号は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって報告第1号は承認することに決しました。

議 長： 日程第3、報告第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。説明を求めます。

事務局：（報告第2号 番号1番について説明する。）

議 長： 報告第2号の説明が終わりました。
報告第2号 番号1番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって報告第2号 番号1番は承認することに決しました。

議 長： 日程第4、議案第1号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号15番16番を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第1号 番号15番、16番の説明が終わりました。
番号15番、16番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番、16番は承認することに決しました。

議 長： 日程第5、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
最初に売買で番号32番の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号32番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号32番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。番号32番について説明いたします。本件は、3月10日に本庁舎においてあっせんが行われました。まず土地の所在は共和地区ですが、出し手の〇〇さんが瑞穂在住ということで、共和地区担当の会長代理と私、地元の共和と瑞穂それぞれの推進委員さんと協議しまして、まず瑞穂の中で一時的にあっせんを進めるようになったことから私が担当しました。

引き続き説明させていただきます。まず土地の所在ですが、地図の7ページをご覧ください。中央ちょっと下の方に共和とピンクにマーキングされたところがあり、それから右の方に少し進んだところに共豊新橋という文字が書かれていますけれども、その「共」という文字の付近の圃場になります。こちらの土地については、〇〇さんからこれまでの水田と酪農を合わせて経営していたものから、酪農一本にしたいという意向があり、離れ地にある共和地区の水田を手放すということで今回あっせんの申し出がありました。先ほどの話のとおり、まずは瑞穂地区で色々協議した結果、瑞穂地区の中でも1番共和地区に近い

ということと、後継者もいて規模拡大の意向もあるということから〇〇さんを選定させていただきました。

3月10日、農業委員からは会長代理と私の2名、それから共和・瑞穂両地区の推進委員、事務局立会いの下であっせんを行いました。価格については田27万円、こちらは地区の他のあっせんの相場などから27万円が妥当ではないかということで、畑については条件があまり良くないということを含めて2～3万円程度ということで話は進みましたが、総額の方をある程度キリのいい数字にしたいという話になり、少し刻んだ単価になっていますが2万3千円という単価で両者合意の下であっせんが成立しています。問題のない案件と思われませんが、皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 番号32番につきまして、22番 竹部委員から意見がありました。
番号32番を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番は承認することに決しました。
続きまして、**番号33番**の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号33番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号33番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 24番 住田です。番号33番について説明いたします。3月15日午前9時より、当庁舎において農業委員から日野委員、武田委員と私、地元改善組合から2名、そして事務局出席の上、あっせん委員会が行われました。この土地は〇〇さんの宅地周りの土地でしたが、高速道路用地により東西に分かれ、通い地になるためのあっせん申し出です。地図の8ページをご覧ください。右真ん中の方に「中央」と書いてあるマーカーのところが27線と26線の東7号です。その東側が南北の斜めに道路用地となり、その東側の土地になります。この土地は三角ということ considering 反当り11万円とし、この土地の南側を耕作している〇〇さんと両者合意の上であっせんが成立しています。皆様の慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 番号33番につきまして只今、住田委員より意見がありました。
番号33番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番は承認することに決しました。

議 長： 続きまして、**賃貸借の番号56番、57番**一括して説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号56番、57番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号56番、57番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号56番、57番について説明いたします。2件とも新規の賃貸です。番号56番の瑞穂地区の〇〇さんですが、奥さんの実家がここになっています。以前も別な農地を賃貸していました。また、他地区からの参入ですが、人・農地プランに自分も地域で参加させてもらった時、〇〇さんの農地を賃貸していくことについては、地域として問題ないといった意見もあった案件でした。
番号57番の〇〇さんですが、以前は別な方が耕作していましたが、本人もご高齢ということで地域で相談したところ、〇〇さんも高齢ではありますが、まだ耕作の意欲があるということで賃貸を引き受けていただきました。何ら問題ない案件かと思えます。以上です。

議 長： 番号56番、57番につきまして只今、清水委員より意見がありました。
番号56番、57番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。番号56番、57番は承認することに決しました。
続きまして**番号58番、59番、60番**一括して説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号58番、59番、60番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号58番、59番、60番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

水間委員： はい。

議 長： 水間委員。

水間委員： 12番 水間です。番号58番、59番、60番について説明します。この3筆は地元日進の酪農家が従前から個人で牧草地として管理していた土地ですけれども、数年前から〇〇〇〇〇〇さんの仲間になって〇〇〇〇〇〇さんが徐々にその草地の管理するようになっていました。この度、改めて〇〇〇〇〇〇さんと賃貸を結んで、〇〇〇〇〇〇さんで管理するということになっています。新規の賃貸ではありますけれども、基本的には今までどおり管理される土地ですので問題ないと思えます。
場所ですが、番号58番、59番が7ページの名寄の大通り東10号付近ですけれども、日進橋を越えて北に向かって、左手にニチロ畜産さんがありますが、その道路向かいの10号を挟んだ東側の土地です。それから番号60番については、大橋のひまわりの生コン会社の横にある土地です。以上です。

議 長： 番号58番、59番、60番につきまして只今、水間委員より意見がありました。
番号58番、59番、60番は一括して承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号58番、59番、60番は承認することに決しました。
続きまして、**番号61番、62番**一括して説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号61番、62番を読み上げ説明する。)

議長： 番号61番、62番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

越委員： はい。

議長： 越委員。

越委員： 6番越です。番号61番、62番について説明いたします。こちら両案件とも新規の賃貸となっています。まず番号61番ですけれども、所在が地図6ページの智恵文の地図の1番上に14線とマーカーがありますが、そこから南下して天塩川の「塩」の字の北側にある土地です。この土地は、昨年〇〇〇さんが〇〇〇〇さんより賃貸を受けていた土地の近所です。昨年までアスパラが栽培されていましたが、高齢のため〇〇さんがアスパラを辞めるということで、近隣を作付けしている〇〇〇さんが賃貸ということになっています。続きまして番号62番ですが、今の場所より北に戻りまして、鉄道の北側の土地となっています。こちらの土地ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係にありまして、この度〇〇〇〇さんが規模縮小するというので、親戚の〇〇〇〇さんが耕作させていただきたいという申し出があり賃貸となっています。両案件とも何ら問題のないものと思いますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長： 只今、番号61番、62番につきまして、越委員より意見がありました。
番号61番、62番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号61番、62番は承認することに決しました。
続きまして、**番号63番、64番**一括して説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号63番、64番を読み上げ説明する。)

議長： 番号63番、64番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

南原委員： はい。

議長： 南原委員。

南原委員： 17番南原です。番号63番、64番について説明いたします。場所は地図6ページをご覧ください。中心に黄色いマーカー8線という字があります。その真上に「北星」という字が書いてあります。その左側が今回の〇〇さんの所有地です。番号64番はその8線のずっと下の方にあります名寄市という字の南に2ヵ所左右に畑があります。両農地とも新規の賃貸ですが、〇〇〇〇〇〇〇さんが条件が悪くても耕作したいということで賃貸の申し出になっています。皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

議長： 只今番号63番、64番につきまして、南原委員より意見がありました。
番号63番、64番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号63番、64番は承認することに決しました。
続きまして、**番号65番**の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号65番を読み上げ説明する。)

議長： 番号65番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

住田委員： はい。

議長： 住田委員。

住田委員： 24番 住田です。場所は地図の8ページをご覧ください。真ん中に中央と書いてありますけれども、中央の「中」の字の所で、26線東7号の北東に〇〇さんの宅地があり、その北側の土地になります。〇〇さんは規模縮小していて、この土地の北側を耕作している〇〇さんとの新規の賃貸となります。問題ない案件と思いますけれども、ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長： 番号65番につきまして只今、住田委員より意見がありました。
番号65番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号65番は承認することに決しました。
続きまして、**番号66番**の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号66番を読み上げ説明する。)

議長： 番号66番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

横田委員： はい。

議長： 横田委員。

横田委員： 25番 横田です。番号66番について説明します。この件は、先ほど議案第1号の番号15番で説明があり承認された土地の一部です。所在地は9ページをご覧ください。中央にピンクのマーカで「日進」という字があります。その下に御料7線という黄色いマーカがありますけれども、それをまだ南の方に下がって、ちょうど山の中にぽつんと畑があるという状態でございます。〇〇さんと〇〇さんは隣どおしであり、両者合意の上で新規に賃貸契約を結ぶものであり、何ら問題ない案件と思いますが、よろしくご審議の程お願ひいたします。以上です。

議長： 番号66番につきまして只今、横田委員より意見がありました。
番号66番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号66番は承認することに決しました。
続きまして、**番号67番**の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号67番を読み上げ説明する。)

議長： 番号67番の説明が終わりました。

番号67番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号67番は承認することに決しました。
続きまして、追加議案に移ります。追加議案の**番号68番**の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号68番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号68番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 23番 林です。番号68番について説明いたします。〇〇さんについては、現在〇〇〇〇さんと息子さんの〇〇〇〇さん、また、〇〇〇〇〇〇さんの3者が土地を所有して、それは複雑だということで今回、〇〇〇〇〇〇さんに土地を一本化することでの使用貸借になっています。土地の所在ですが、地図の9ページです。真ん中より少し左側に「旭」というマーカーがありますが、その左斜め上の辺りになります。29線東9号と東10号の間あたりに〇〇さんの住宅がありますが、その住宅周りの土地になります。問題のない案件と思いますので皆さんの慎重審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 番号68番につきまして只今、林委員より意見がありました。
番号68番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号68番は承認することに決しました。
続きまして、**番号69番、70番**一括して説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号69番、70番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号69番、70番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 15番 武田です。番号69番、70番について説明申し上げます。先ほど説明ありました〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇とのもので、番号68番で林委員から説明ありました土地繋がりところで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの賃貸借という形になります。番号70番につきましては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの解約となった件で、新たに〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの賃貸借という形になります。何ら問題ない案件と思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： 番号69番、70番につきまして只今、武田委員より意見がありました。
番号69番、70番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号69番、70番は承認することに決しました。

議 長： 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号26番の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号26番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号26番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 11番 中村です。この番号26番に関しては、賃貸の更新です。場所につきましては7ページになります。内淵から名寄ゴミ処分場にかかる峠のすぐ手前の下側、し尿処理場のあるところですが、し尿処理場の道路を挟んで北側の土地になります。この土地は、カノコソウの試験栽培及び土地改良実験などを目的とした賃貸となっていますのでよろしくお願いいたします。

議 長： 番号26番につきまして只今、中村委員より意見がありました。
番号26番は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。番号26番は承認することに決しました。
続きまして、番号27番の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号27番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号27番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 25番 横田です。番号27番について説明します。所在地は9ページをご覧ください。中央に黄色いマーカーで道道下川風連線とありますが、それと一緒に御料5線というマーカーがあります。その交差点道路沿いのところが所在地になります。〇〇さんは過去に〇〇さんの農地を取得しており、〇〇さんが〇〇さんの宅地の周辺の既存畑を活用したいということから、3条申請の贈与となっています。何ら問題のない案件と思いますが、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長： 番号27番につきまして只今、横田委員より意見がありました。
番号27番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番は承認することに決しました。
続きまして、追加議案**番号28番**の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号28番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号28番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 15番 武田です。番号28番について説明申し上げます。〇〇〇〇さんの周辺の土地については、以前から〇〇〇〇〇〇さんが水田を作っていました。基盤整備の関係で水田の真ん中にあったこの宅地部分、格納庫の部分を水田に切り替えたということで、〇〇〇〇さんの名義であった土地を〇〇〇〇さんに贈与するという形になりました。何ら問題ないかと思えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

議 長： 番号28番につきまして只今、武田委員より意見がありました。
番号28番は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番は承認することに決しました。

議 長： 日程第7、議案第4号「名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について」を議題に供します。説明を求めます。

事務局： (報告第4号を説明する。)

議 長： 議案第4号につきまして只今、説明が終わりました。
議案第4号について別のご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 無いようですので、議案第4号は承認することに決しました。

議 長： 日程第8、議案第5号「名寄市農地移動適正化あっせん事業実施基準の全部改正について」を議題に供します。説明を求めます。

事務局： (議案第5号を説明する。)

議 長： 日程第8、議案第5号の説明がありました。
ここで皆さんよりご質問ご意見ありましたらお受けいたします。

議 長： 無いようですので、議案第5号は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第5号は承認することに決しました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時16分 閉会)

【公告：令和3年3月29日 番号27番】

会 長 進 藤 博 明

署名委員 高 橋 貞 雄

署名委員 小 田 切 正 彦